

「居宅療養管理指導重要事項説明書」(令和 7年 4月1日現在)

この「重要事項説明書」は、被保険者又は被保険者の家族(以下「利用者」という)が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 康誠会
代表者氏名	理事長 小林 浩司
本社所在地	岐阜県揖斐郡大野町南方二度桜191番地

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団 康誠会 おおのクリニック
介護保険指定事業所番号	2112601048
事業所所在地	岐阜県揖斐郡大野町南方191番地
連絡先 相談担当者名	0585-35-0055 尾崎・田中

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことを目的とする。
運営の方針	訪問診療等により、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者やその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行う。居宅介護支援事業所もしくは居宅サービス事業所からの求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、提供等に必要な情報提供または助言を行うよう努めていきます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(祝日及び12/30~1/3除く)
営業時間	月・火・水・金曜日の9:00~12:00・16:00~19:00 木曜日の9:00~12:00 土曜日の9:00~12:00・15:00~17:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日(祝日及び12/30~1/3除く)
---------	---------------------------

サービス提供時間	月・火・水・金曜日の9:00~12:00・16:00~19:00 木曜日の9:00~12:00 土曜日の9:00~12:00・15:00~17:00
----------	--

(5) 事業所の職員体制

管理者	理事長 小林 浩司
-----	-----------

①病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

職	職務内容	人員数
医師	<ol style="list-style-type: none"> 1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。 4 利用者の居宅サービス計画作成等について必要な情報を、介護支援専門員等へ情報提供します。 	常勤 2 名
管理栄養士	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、利用者又は家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。 2 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告します。 3 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。 	非常勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

()内は2割負担 << >>内は3割負担

医師による居宅療養管理指導(月2回まで)		単位数	負担額
居宅療養管理指導費(Ⅰ)	単一建物居住者1人に対して行う場合	515	515 円
			(1,030 円)
			《1,545 円》
	単一建物居住者 2～9 人に対して行う場合	487	487 円
			(974 円)
			《1,461 円》
それ以外の場合	446	446 円	
		(892 円)	
		《1,338 円》	
居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在医総管・施医総管を算定の場合)	単一建物居住者1人に対して行う場合	299	299 円
			(598 円)
			《897 円》
	単一建物居住者 2～9 人に対して行う場合	287	287 円
			(574 円)
			《861 円》
それ以外の場合	260	260 円	
		(520 円)	
		《780 円》	

管理栄養士による居宅療養管理指導(月2回まで)		単位数	負担額
管理栄養士居宅療養管理料(Ⅰ) (当該事業所の管理栄養士が行う場合)	単一建物居住者1人に対して行う場合	545	545 円
			(1,090 円)
			《1,635 円》
	単一建物居住者 2～9 人に対して行う場合	487	487 円
			(974 円)
			《1,461 円》
それ以外の場合	444	444 円	
		(888 円)	
		《1,332 円》	

※ 同一建物居住者とは、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者」又は「小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る）、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、介護予防認知症対応共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者をいいます。

4 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 管理栄養士が行う居宅療養管理指導については、医師等の指示に基づき策定する、「栄養ケア計画」、「管理指導計画」に基づき、実施します。
上記計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行う。「栄養ケア計画」、「管理指導計画」は概ね 3 月を目途に見直しを行います。
- (4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 担当者を設置し、虐待を防止するための研修を実施しています。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は</p>
---------------------------------	---

	その家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10 サービス提供の記録

① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。

その記録は、提供の日から5年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求

することができます。

1 1 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

【事業者の窓口】 医療法人社団 康誠会 尾崎 智美・田中 知子	所在地:揖斐郡大野町南方二度桜191番地 電話番号:(0585)35-0055 受付時間:8:30~17:00
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会 及び 揖斐広域連合	所在地:岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館4階 電話番号:(058)275-9826